

郡山市食品衛生法等に係る公表に関する取扱要領

第1 目的

この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第69条に基づき同法又は同法に基づく処分に違反した者の名称等を公表する場合、及び食品表示法（平成25年法律第70号）第7条に基づき、食品関連事業者等を公表する場合において、市民に必要な情報を広く円滑に提供することにより、食品による危害の発生及び拡大防止を図り、もって市民の健康の保護を図ることを目的とする。

第2 公表の対象及び内容等

1 食品衛生法第69条に基づく公表

（1）公表の対象

公表の対象は、次のいずれかとする。

ただし、食品衛生法第58条第1項に基づく届出又は第59条第1項に基づく回収命令等の事案であって、食品衛生申請等システム（以下「国システム」という。）での公表により第1の目的が十分に達成されると認められる場合を除くものとする。

ア 食品衛生法第59条（食品の廃棄、回収等）、同法第60条（許可の停止、禁止等）及び第61条（改善命令等）（いずれも同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）により処分した場合

イ 上記の処分を伴わない場合であっても、保健所長が市民に対する注意喚起や啓発を目的に公表する必要性があると認める次の場合

（ア）健康被害の可能性が高い食品を製造・加工・販売又は調理提供等する者に対して、当該食品の回収又はその製造や調理提供等の自粛を指示した場合

（イ）故意による食品等への異物や薬物等の混入、フードテロなどの犯罪が発生又は疑われる場合

（ウ）その他、食に起因する健康被害の拡大防止や社会的影響から公表が必要であると認める場合

（2）公表の内容

ア 違反食品等による場合

違反食品等の名称（食品名）、違反食品等を製造した施設の名称、所在地、営業者等の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）、営業等の種類、処分等の内容及びその他必要な事項

イ 食中毒等による場合

健康被害の概要、原因となった施設の名称、所在地、営業者等の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）、営業等の種類、処分等の内容及びその他必要な事項（ただし、家庭内等での発生やアニサキスによる食中毒等の場合であって、危害の

拡大防止を図る上で公表の必要がないと保健所長が認める内容を除く)

ウ その他、保健所長が公表する必要があると認める場合

(ア) 健康被害に係る事案については、被害の発生及び拡大防止のために必要な情報

(イ) 社会的影響から公表する事案については、その概要及び対応状況等

2 食品表示法第7条に基づく公表（衛生事項に関する場合に限り）

「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針（平成27年3月20日消費者庁・国税庁・農林水産省）」及び「食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等の指針（平成27年3月20日消費者庁）」に定めるもののほか、保健所長が必要と認める対象及び内容についても公表できるものとする。

ただし、食品表示法第10条の2第1項に基づく届出の事案であって、国システムでの公表により第1の目的が十分に達成されると認められる場合は、対象から除くものとする。

第3 公表の方法及び期間

市役所記者クラブに所属する報道機関各社に対して情報提供するとともに、必要に応じて郡山市ウェブサイトへの掲載により行うものとする。

なお、郡山市ウェブサイトへの掲載により公表する場合の期間は、公表を行った日の翌日から起算して14日を超えない期間とし、違反食品等の期限表示を考慮して14日を超えて掲載する必要があると認められる場合は、当該期限まで延長することができる。

附則

この要領は、令和5年11月22日から施行する。

附則

この要領は、令和7年11月6日から施行する。